

5-2. 減・断水被害額の算定方法

工場用の減・断水被害額は、給水制限率別に、不足水量に工場用水効果額単価を乗じて算定する（表V-3-5-1）。

表V-3-5-1 工場用の減・断水被害額の算定方法

給水制限率 (%) ①	使用水量 (m ³ /日) ②	工場用水効果額単価 (円/m ³) ③	減・断水被害額 (円/日) ①÷100×②×③
0			
5			
10			
15			
20			
25			
30			
35			
40			
45			
50			
60			
70			
80			
90			
100			

（参考）全国値での用水効果額単価の試算

平成 15（2003）年の工業統計表（付加価値額：産業編、用水量：用地・用水編）の全国値を用いて用水効果額単価の算定例を表V-3-5-2に示す。

算定例では産業中分類で業種を区分しているが、工場用の業種の区分が困難な場合は、製造業計の値を用いてもよいものとする。

平成 18 年度価格への補正は、日本銀行の Web サイトに国内企業物価指数の総平均、大類別、類別指数が掲載されている。この値をデフレーターとして活用する。

<http://www.boj.or.jp/type/stat/dlong/price/cgpi/cdda1001.csv>